

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百五十二号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和二年七月一日から適用する。

令和二年六月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後	改正前
<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇二十二 (略)</p> <p>二十三 内視鏡的憩室隔壁切開術</p> <p>イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状 Z e n k e r 憩室</p> <p>ロ 施設基準</p> <p>(1) 主として実施する医師に係る基準</p> <p>① 専ら消化器内科又は内視鏡内科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。</p> <p>② 消化器内視鏡専門医（一般社団法人日本消化器内視鏡学会が認定したものをいう。）であること。</p> <p>③ 当該療養について、当該療養を経験した医師の指導の下に、主として実施する医師として二例以上の症例を実施していること。</p> <p>④ 食道又は胃の内視鏡的粘膜下層剥離術を主として実施する医師として五十例以上の経験を有すること。</p> <p>(2) 保険医療機関に係る基準</p> <p>① 消化器内科又は内視鏡内科を標榜^{ほう}していること。</p> <p>② 実施診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。</p> <p>③ 消化器外科において、緊急手術に対応できる常勤の医師が三名以上配置されていること。</p> <p>④ 病床を三百床以上有していること。</p> <p>⑤ 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数、常時、入院患者の数が十又はその端数</p>	<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇二十二 (略)</p> <p>(新設)</p>

を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数、本文の規定にかかわらず、二以上であること。

⑥ 当直体制が整備されていること。

⑦ 緊急手術体制が整備されていること。

⑧ 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑨ 医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑩ 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

⑪ 医療安全管理委員会が設置されていること。

⑫ 二十四時間画像検査を実施する体制が整備されていること。

⑬ 届出後当該療養を五例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一〇九 (略)
十一 削除

十一〇二十五 (略)
二十六 削除

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一〇九 (略)

十一 放射線照射前に大量メトトレキサート療法を行った後のテモゾロミド内服投与及び放射線治療の併用療法並びにテモゾロミド内服投与の維持療法 初発の中中枢神経系原発悪性リンパ腫(病理学的見地からびまん性大細胞型B細胞リンパ腫であると確認されたものであって、原発部位が脳、小脳又は脳幹であるものに限り。)

十一〇二十五 (略)
二十六 陽子線治療 肝細胞がん(初発のものであって、肝切除

二十七〜三十八 (略)

三十九 削除

四十〜四十五 (略)

四十六 削除

四十七〜六十一 (略)

術、肝移植術、エタノールの局所注入、マイクロ波凝固法又はラジオ波焼灼療法による治療が困難であり、かつChild

―Pugh分類による点数が七点未満のものに限る。)

二十七〜三十八 (略)

三十九 131I-MIBGを用いた内照射療法 神経芽腫(COG

リスク分類又はINRG治療前分類で高リスク群と診断されるものであつて、化学療法及び造血幹細胞移植が行われる予定のものに限る。)

四十〜四十五 (略)

四十六 マルチプレックス遺伝子パネル検査 固形がん(根治切除が不可能又は治療後に再発したものであつて、治療法が存在しないもの又は従来の治療法が終了しているもの若しくは従来の治療法が終了予定のものに限る。)

四十七〜六十一 (略)